

# いじめ通信 6月号

## イジメ対策から、いじめ対策へ ～そんなことまで「いじめ」になるの?～

業平小学校では、今年度、墨田区が毎月 10 日に制定している「いじめ防止の日」の前後に、この「いじめ通信」を発行致します。いじめ対策には、学校と家庭と地域の連携が必須です。この通信が、学校と家庭とが共通理解を図っていくための架け橋となれば幸いです。

~~~~~

### 従来法上の「イジメ」と、現行法上の「いじめ」

平成 17 年までの法律における「イジメ」（この通信では、カタカナで表記します）と、平成 18 年以降、現在の法律で定められている「いじめ」には、違いがあります。

| 従来法上の「イジメ」（～平成 17 年）                                                                                                                                 | 現行法上の「いじめ」（平成 18 年～）                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○強者・弱者といった、<b>力関係</b>の差がある。</li> <li>○身体的・心理的攻撃を<b>継続的</b>に加える。</li> <li>○被害者が、<b>深刻な苦痛</b>を感じている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒の間で起こる。</li> <li>○両者が、一定の人間関係にある。</li> <li>○心理的、身体的影響を及ぼす行為である。</li> <li>○やられた側が、苦痛を感じている。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>*加えて、その行為が<b>意図的</b>に行われているというイメージも定着していた。</li> </ul>                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>例) いじめ防止対策推進法第 2 条等</li> </ul>                                                                              |

つまり、現在の法律上は、「力関係」「回数」「苦痛の深刻度」に関係なく、また、「意図的」な行為でなかったとしても、その子が「つらい」と感じたら「いじめ」と捉えることとなっています。たとえば次のような場合も、現行法上において「いじめ」と判断される可能性があります。

- ・身体的特徴をからかうあだ名で呼んだり、言葉がけをしてからかう。
- ・コミュニケーションが苦手な子をからかったり仲間外れにしたりする。
- ・少人数グループを作り、そのグループ内の人間関係で悪口を言い合う。

業平小学校では、「いじめ」を防止し、早期発見、早期対応するよう、学校全体で取り組んで参ります。お子さんのことで気になること、心配なことがありましたら、どの教職員でもけっこうですので、いつでも御相談ください。（いじめ防止対策担当：東海林栄治 業平小学校 TEL：03-3625-0331）

## その人が「つらい」と思えば、もう「いじめ」